



2018年 ベトナムへの投資環境

UHY FAS ニュースレター / 2018年1月

ベトナム経済は、2017年GDP成長率6.7%を達成する見込みであり、世界で最も早く成長している国のひとつである。成長を支えているのは、携帯電話、部品などの輸出と石油・ガスの採掘、内需の拡大である。それを後押しするのがTPP(環太平洋パートナーシップ協定)への参加であり、ベトナムはその恩恵を受けることになる。

ベトナムにおいて就業している人の大半は、SME (Small and Medium-Sized Enterprise: 中小企業) に帰属しており、今後、近隣諸国と競争していくためには、SMEsの成長が不可欠である。ただ、昔から言われていることであるが、SMEsに対する銀行からのファイナンスが円滑かつ十分に行われていなかった。

ベトナム政府は、そうした問題を解決する方策のひとつとして、中小企業の支援を定めたSME法を策定し、2018年1月1日から施行することになった。

日本から企業が進出するに当たり、今回はSME法について考察してみたい。特筆すべきは、外資企業がSME法(SME Law)の支援対象になることである。

SME法の概要

- 2018年1月1日施行。中小企業(SME)とは、社会保険に加入する労働者が年間で200人未満であり、かつ次の2つの要件のうち、いずれかを満たすものを指す。

(1) 総資本が1,000億ベトナムドン未満

(2) 前年の総収入が3,000億ベトナムドン以下

- SME法では、SME支援に向けた支援内容、支援のために用いる資源及び関与する機関・団体・個人の責任が定められて

いる。SME法の支援対象は、企業法に基づいて設立された企業であり、SMEの要件を満たしている企業である。また、外資企業は支援の対象となるが、個人事業主は対象とはならない。

- SMEsは、法人税の規定により低い税率が適用される。また小規模零細企業については、会計法による簡素化された手続きが認められている。投資家(出資や株式の購入を行う国内外の企業及び個人)は、中小企業及びスタートアップ企業への投資から得られる収入に関して、一定期間、法人税の免税及び減税を受ける権利がある。

- 信用の確保: 金融機関が信用格付け及びその他の適切な措置に基づいてSMEsに資金を貸し付けることを奨励している。また、中小企業の経営力及び財務の透明性を強化して投資家の信用が得られるよう、実現可能な生産計画および事業計画を策定するよう推奨している。

- 革新的な技術開発拠点に対する支援: 革新的な技術開発拠点は、土地使用料、非農業向け土地使用税の減免を受けることができる。加えて一定期間の法人税の減免を受けることができる。

- SMEは、労働者の職業訓練および企業管理に関する研修の参加費免除や割引の権利を有する。政府は、製造・加工分野における研修活動を支援しており、中小企業向けのオンライン・トレーニング・プログラムやマスメディアを活用したトレーニング・プログラムなどを実施することとしている。

SME法ができる背景としては、必需品の現地調達率が、タイのそれと比較すると、かなり低い水準にあることにある。すなわち、ベトナムは、東南アジア諸国、中国などから購入しているものが多いのが現状であり、ベトナム政府としては、自国、あるいはベトナムに直接投資してくれる外国企業を含めて競争力を高め、自国で生産した商品を内需に振り向けたいのである。

女性活躍の推進

SME法では、複数の中小企業が同時に支援条件を満たす場合、女性主導の企業、女性労働者がより多い企業が優先される、とある。日本でも女性活躍推進法が施行されており、この考え方は昨今の一つのあるべき潮流として着目すべきではないだろうか。

投資の機会

ベトナムでは、慢性的に高度技術者が不足している。それは、技術大学の数が少なく、卒業生の数が生産労働人口比で少ないことも原因である。ゆえに製造業の場合は、技術指導や生産性向上をサポートする企業・個人は活躍の場がある。大企業などを退職した技術者が技術指導すれば、工場の生産プロセスにおいて大きな改善が見込めるだろう。

ゴールドマンサックスの試算では、2025年には、ベトナムのGDPは世界17位になると予想している。そうであれば、勿論、社会インフラの整備に係る大企業による事業進出は当然であるが、日本のSMEsにもチャンスがあるのではないだろうか。

ベトナムは、外国からの投資に市場を開放して以来、毎年5-7%の経済成長を達成している。廃棄物処理、農業、食品加工、医療機器など日本の技術が得意とする分野は、特に有望だろう。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

株式会社 UHY FAS

齊藤 守人 - バイス・プレジデント

Email: saito.fas@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1395 / Fax: +81 3 5410 2475

Website : <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-fas>

